

令和8年度「明るいやまがた」夏の安全県民運動



～みんなで育む人間性・社会性豊かな青少年

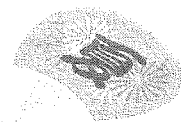
●青少年の健全育成といじめ・非行及び犯罪被害防止

●子どもと高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅

●海・山・川での事故防止

●身近な犯罪等の防止

～みんなで作ろう安全・安心の街～



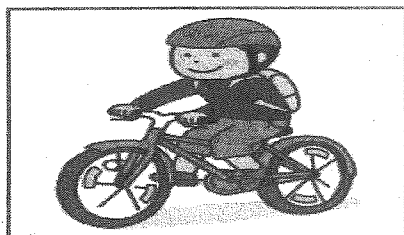
●自動車等の運転は・・・

- ・ 暑いから疲労や気の緩みが原因で居眠り、ぼんやり状態になります。
- ・ 疲れを感じたら早めの休憩を取りましょう。
- ・ 車に乗ったら全席シートベルトを必ず着用する。

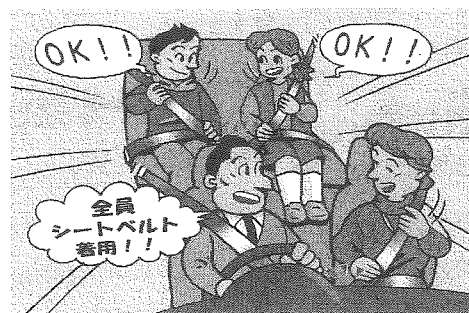
★高齢者と子どもの交通事故防止★

●歩行者は・・・

- ・ 道路を横断するときは、**横断の意思表示をして、車が止まったことを確認してから横断しよう。**
- ・ 信号機のない横断歩道では、手を上げて車を止める意思表示をし、停止した運転手には、お辞儀などで謝意を伝えよう。（「交通安全ありがとう運動」）推進中



- ・ 夕方・夜間の外出は、ピカピカ光る**夜光反射材**や**明るい服装**を身に着けよう。



●自転車の利用者は・・・ 自転車安全利用五則を守ろう

自転車安全利用五則とは、

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤自転車も交通ルールを守りヘルメットを着用

自分のため、人のため保険に加入しよう！

自転車が加害者となる交通事故で高額な損害賠償責任を負わなければならないことがあります。

万が一の事故に備えて保険に加入しましょう

例えば、TS取扱いマーク自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に貼られる**TSマーク**には保険(有効期間1年)が付帯されます。

交通安全協会は、会員の皆様の会費により交通安全活動を実施しております。是非入会いただき、交通安全活動に参加くださいますようお願いいたします



会員には次のような特典があります

- ☆会員の皆様にサービス加盟店による割引サービスが受けられます・
- ☆交通安全協会の顧問弁護士による無料法律相談ができます
- ☆交通事故に遭って入院したときに見舞金が支給されます

詳しいことは、下記にお問い合わせくださるか、県交通安全協会のホームページをご覧ください

・山形県交通安全協会（☎ 023-655-5320）・最上地区交通安全協会（☎ 0233-23-4693）